

◆2017 年度活動方針

権利条約批准後の動きとして 2016 年度に引き続き、権利条約完全実施のための制度改革第 2 ラウンドの運動を展開する。2016 年 5 月、日本政府は国連障害者権利委員会に最初の国家報告書（initial report）を提出し国連による国際監視のプロセスが始まったことを受けて、このプロセスに積極的にかかわっていく。権利条約から見た課題の洗い出しや条約の国内監視などの実施体制の強化のための法制度改革、並びに権利条約第 34 条に基づく国際監視の枠組みでの活動である。

（1）国内の取り組み

権利条約完全実施のための法制度改革の運動の柱として具体的には、障害者基本法の改正、障害者差別解消法（以下、差別解消法）や障害者雇用促進法（以下、雇用促進法）の施行後の継続的な運用の監視、障害者虐待防止法（以下、虐待防止法）の改正、地域における差別禁止条例の制定の取り組みとなる。

第一に障害者基本法の改正に注力する。地域生活の権利やインクルーシブ教育の理念をさらに明確にさせ、障害女性条項の実現並びに、障害者政策委員会（以下、政策委員会）の強化を図る。すなわち現在は、障害者基本計画の実施状況を監視することを通じて権利条約実施のモニタリング機関の役割を担うとされているが、これでは行政機関にのみの監視体制となるため司法府や立法府への監視を行うことができない。そのため権利条約の実施の監視という所掌事務を入れ込み、司法、立法、行政という三権の全般的な実施体制の確立のための法改正を目指していく。

2016 年 4 月の差別解消法並びに改正雇用促進法の施行後の両法の運用実態を把握し、事例収集を通じて両法のバージョンアップにつなげていくため、「障害者差別解消法推進キャンペーン～そうだ、相談窓口を使ってみよう！～」を継続、強化する。これは特に差別解消法において紛争解決の仕組みが十分に機能しているのかを図るための相談窓口への申し立て運動である。関連して、継続して加盟団体やその他地元の障害者団体と協力しながら自治体における差別禁止条例づくりをさらに推し進める。申し立て運動や条例制定運動においては、過去 3 年間の事業を行った NGO ガイドラインプロジェクトのタウンミーティングの開催などの経験を最大限生かしていく。

虐待防止法改正に向けた取り組みを進める。病院や学校における虐待の通報義務化は大きな課題である。また、通報義務化されている入所施設などの虐待も後を絶たない。地域の行政機関に任せきりとなり、第三者として独自に介入できるしくみを持たないという現行法の限界があり、オンブズパーソン制度等、第三者（機関も含む）が介入できるしくみを提案していく。ピープルファーストなど虐待問題に取り組んできた他団体と協力し、運動を進める。

(2) 国際的な取り組み

国際監視のプロセスについては、NGO レポートの作成に向けて本格的に体制づくりを行う。DPI 日本会議が事務局団体となっている JDF 条約推進委員会を中心として、JDF 以外の障害者団体、市民社会組織との連携をどのような形で行うのか韓国やイタリア、カナダなどの先行国の動きから学びつつ、NGO レポート作成のための組織づくりを行う。関連して国際的な活動を強化するため、毎年 2 回 1 か月程度スイス・ジュネーブで開催される障害者権利委員会などに積極的に参加する。これは、日本人としては初めて権利委員会の委員となった石川准氏を支えることも目的の一つとなる。また、10 月末～11 月初めにかけて、国連加盟国でないため国際法上の義務は生じないが自主的に権利条約上の審査を受けることを国内法で定めた台湾において行われる台湾政府に対する審査にも傍聴・参加する。

これに関して、本年度より新たにキリン福祉財団助成事業として「障害者権利条約の完全実施のためのパラレルレポート作成プロジェクト」(略称：完パラ)を 2019 年度にかけて実施する。日本は権利条約を 2014 年に批准し、2016 年にはその実施状況をまとめた国家報告を国連の障害者権利委員会に提出した。

今後は、2019～2020 年に行われる審査(建設的対話)とそれに先立つ作業部会での事前質問事項が、権利条約の完全実施につながるものとするため、日本の NGO としてパラレルレポート(以下、レポート)を作成しなければならない。

DPI 日本会議は現場の声、障害種別を越えた障害当事者の声を盛り込んだ権利条約の規定に則したレポート原案を作成していく。そのため、障害者コミュニティにおけるレポート作成への関心を高め、全体としてのレポート作成の技能を向上させ、権利条約が求める水準と日本の障害者にかかる施策の現状との差を把握することが求められている。

本プロジェクトの 1 年目となる今年度は有識者を加えたプロジェクトチームが中心となり、権利条約の主な条文である 10 条(生命の権利)、12 条(法的能力)、19 条(自立生活)、24 条(教育)、27 条(労働)、33 条(国内監視)について論点整理を行う。さらに、現場・当事者らから立法事実(事例)を収集し、連続学習会等や発行物を作成し、レポート作成にむけた土台づくりを行う。これらの活動を通じてレポート案の作成を行い、権利条約の政府審査という施策改善の最大の機会を一層効果的なものとする。